

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第100回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

令和3年9月6日（月）13：30～14：20

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）井田良，伊藤眞（委員長），井堀利宏，今田幸子，神村昌通，北村節子，
田邊宜克，中尾正信，中里智美，中田裕康，中山孝雄（敬称略）

（庶務）小野寺総務局長，清藤総務局総括参事官，石井総務局第一課長

（説明者）徳岡人事局長，高田人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 令和4年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

（2）次回の予定等について

5 議事

（1）協議

庶務から，前回の委員会以後の経過として，令和3年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者並びに令和3年7月期及び8月期の出向からの復帰候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと，また，令和3年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者並びに令和3年7月期及び8月期の出向からの復帰候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また、最高裁判所から、令和4年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について、その指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

- ・ 令和4年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から、8月27日（金）午後1時30分から作業部会を開催したことが説明され、作業部長である中田委員から、作業部会の検討結果について報告がされた。

作業部会の検討結果を踏まえて重点審議者について審議し、決定した。

そして、今後の手続として、速やかに、所管の地域委員会に指名候補者の名簿と略歴を提供するとともに、重点審議者とされた指名候補者については、これに所長等が作成した報告書を添付して、11月2日（火）までに情報収集の上、その結果を報告するよう要請する、地域委員会による重点審議者に関する情報収集の方法については、これまでと同様の方法による、具体的には、指名候補者の現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に指名候補者の名簿を提供し、所属の検察官又は弁護士が、指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、地域委員会が直接その有する情報を受け付けることを連絡し、検察官又は弁護士への周知を依頼する方法により行うこととされた。

また、前回の地域委員会からの報告では、全国の全ての弁護士会において弁護士会による情報の取りまとめはなかったものの、このような状況になってからまだ間がないこと、近時提出されていなかった段階評価式アンケート方式の情報が最近でも一部の地域委員会に提出されたこと、一部の地域委員会において「弁護士会に対しては段階評価でない方式で提出いただきたいということについての理解を一層深めていただくよう、弁護士会との協力関係、連絡調整に関して、事務局において指名諮問委員会と連携の上、適切な措置をとってもらいたい」との協議がされ、その旨が当委員会に伝達されたこと

などを踏まえ、今後当分の間は、地域委員会に対し、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点等に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供する方法によるべきこと、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない」という当委員会の考え方を引き続き周知するよう依頼することとされた。

なお、一部の地域委員会から受けた前記伝達について、同地域委員会においてされた協議の方向性は、当委員会の考え方及び方針に沿うものであると考えられ、同地域委員会において、弁護士会への周知依頼文書について、例えば、必要に応じて庶務とも連絡を取りながら、当委員会の考え方の趣旨を補足し、又は敷衍するといった方向で加筆するなど、弁護士会に対して当委員会の考え方がより明確に伝わるように適宜の措置を執ったり、必要に応じて何らかの工夫をされるということは差し支えないものとされ、その旨を同地域委員会に伝えることとされた。

(2) 次回の予定等について

次回の委員会は、12月3日（金）午後1時30分から開催され、令和4年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について審議することとなった。

以 上